

## 熊本県高齢者能力活用推進事業補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 熊本県高齢者能力活用推進事業補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県健康福祉補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第2条 要項第3条第1項の申請書の提出部数は、1部とし、提出期限は、別に定める。  
2 要項第3条第2項第1号の事業計画書の様式は、別紙第1号様式によるものとする。  
3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、補助金所要額調書(別紙第2号様式)とする。

(補助金の交付条件)

第3条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるものとする。

(補助事業の対象期間)

第4条 本事業の対象期間は、毎年度4月1日から翌年3月末日までとする。

(補助金の額の変更)

第5条 要項第5条第2項の変更申請書の提出部数は1部とする。  
2 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、別紙第1号様式によるものとする。  
3 要項第5条第2項の変更申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。  
(1) 補助金所要額調書 別紙第2号様式  
(2) 収支予算書(収支精算書) (要項別記第2号様式)

(申請の取下げ)

第6条 要項第6条に規定する申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告)

第7条 要項第9条第1項の実績報告書の提出部数は、1部とする。  
2 要項第9条第2項第1号の事業実績書の様式は、別紙第3号様式によるものとする。  
3 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、補助金精算書(別紙第2号様式)とする。  
4 要項第9条第3項の提出期限は、交付決定のあった日の属する年度の3月末日とする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年6月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

この要領は、平成24年6月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この要領は、平成25年7月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この要領は、平成27年8月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別紙第1号様式（第2条、第5条関係）

年度高齢者能力活用推進事業（変更）計画書

事業所の名称			
氏名、担当地域、生年月日、年齢		年 月 日生	歳
設置年月日	年 月 日		
事業の対象地域			
主な事業計画			

年度高齢者能力活用推進事業補助金所要額調書（精算書）

総事業費 A	寄付金 その他の 収入 B	差引額 (A-B) C	対象経費 の実支出 (予定)額 D	基準額 E	県補助 基本額 F	県補助 所要額 G	備考
円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 F欄は、C・D欄とE欄を比較して、最も少ない額を記入すること。  
 2 G欄には、F欄の金額（千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする）を記入すること。

事業費の 内訳	総事業費	人件費	旅 費	需用費	役務費	報償費	使用料
高齢者無料 職業紹介事 業	円	円	円	円	円	円	円

